

(例規 2 1)

陸幕 1 第 1 3 9 号
昭和 4 3 年 2 月 2 9 日

改正	昭和53 年 1 月 13 日 陸幕監理第 1 号	昭和53 年 1 月 13 日 陸幕監理第 3 号
	平成16 年 3 月 24 日 陸幕補第209 号	平成17 年 3 月 28 日 陸幕補第264 号
	平成18 年 3 月 30 日 陸幕補第257 号	平成19 年 1 月 9 日 陸幕法第 1 号
	平成19 年 3 月 28 日 陸幕法第61 号	平成21 年 2 月 3 日 陸幕法第10 号
	平成29 年 3 月 27 日 陸幕補第385 号	平成30 年 3 月 27 日 陸幕補第376 号
	令和 3 年 3 月 2 日 陸幕補第144号	

陸上総隊司令官
各 方 面 総 監 殿
各 部 隊 の 長
各 機 関 の 長

陸 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

語学能力調査等の実施について (通達)
(補定第 2 0 2 号)

標記について、別紙「語学能力調査及び国際コミュニケーション英語能力
テスト実施要領」により実施する。

語学能力調査及び国際コミュニケーション英語能力テスト実施要領

1 目的

語学能力調査（以下「能調」という。）及び国際コミュニケーション英語能力テスト（以下「TOEIC」という。）は、幹部自衛官、幹部候補生、准陸尉・陸曹及び事務官等の外国語能力を客観的に判定・評価して人事管理上の基礎資料を整備するため実施する。

2 実施担当官等

- (1) 能調及びTOEICの実施担当官、実施場所、被調査者及び調査区分は付表を基準とする。
- (2) 入校中の学生に対する能調及びTOEICの実施時期は、課程期間中適宜とする。

3 判定、格付、評価等

(1) 能調

- ア 英語、ロシア語、中国語及び韓国語のうち指定する外国語について、「読む」、「書く」、「聞く」及び「話す」の4分野における被調査者の能力を判定する。
- イ 能力判定の結果により被調査者の能力を「A」、「B」、「C」、「D」の4段階に区分して格付を行う。能力が格付「D」の基準に達しない者は格付外とする。
- ウ 格付の審査基準は、付紙第1「語学能力調査格付審査基準」のとおりとする。

(2) TOEIC

- ア リスニング及びリーディングの2分野のトータルスコア（以下「合計点」という。）をもって被調査者の能力を評価することを基本とする。
- イ 能力の評価は付紙第2「TOEIC評価基準」のとおりとする。

4 調査の実施

(1) 能調

- ア 情報学校長は、付紙第1「語学能力調査格付審査基準」に基づいて「語学能力調査用問題作成基準」を作成し、陸上幕僚長の承認を受けた後、年度ごとに調査用問題を準備する。
- イ 実施担当官は、情報学校長の支援を受けて能調を実施する。情報学校長の行う支援の内容は、次のとおりとする。

- (ア) 調査用問題の提供
- (イ) 調査実施後の採点評価及び格付のための資料作成
- (ウ) 調査実施に必要な人員器材の差出し

(2) TOEIC

- 実施担当官は、情報学校長の支援を受けてTOEICを実施する。情報学校長の行う支援の内容は、次のとおりとする。
- ア 一般財団法人 国際ビジネスコミュニケーション協会（以下「協会」という。）との連絡調整

イ 評価のための資料作成

5 調査結果の通知、報告及び格付等

(1) 能調

ア 情報学校長は、能調実施後1か月以内に、格付のための資料を実施担当官に通知する。

イ 実施担当官は、能調実施後2か月以内に、情報学校長からの通知資料を付して実施の成果を陸上幕僚長に報告する。

ウ 陸上幕僚長は、実施の成果に基づいて、各人別格付を決定し、指揮系統を経て各人に宛て通知する。

エ 人事記録の保管権者は、格付を人事記録に記入する。

(2) TOEIC

ア 情報学校長は、各半期修了後1か月以内に、実施の成果を陸上幕僚長に報告する。

イ 人事記録の保管権者は、得点を人事記録に記入する。

6 その他

(1) 能調及びTOEICに関するその他の必要事項は、年度業務別計画により示す。

(2) 英語、ロシア語、中国語及び韓国語以外の外国語について語学能力の把握を必要とする場合は、別に通達するところにより、この要領に準じて語学能力調査を行うことがある。

(3) 外国語習得に関する潜在適性を検査するため、通常、語学能力調査実施時、語学適性検査を併せ行う。語学適性検査の実施要領は、別に通達する。

実施担当官	実施場所	被調査者	調査区分	
			能調	TOEIC
教育訓練研究本部長	教育訓練研究本部	幹部高級課程学生		○
		指揮幕僚課程学生	○	○
		技術高級課程学生	○	○
幹部候補生学校長	幹部候補生学校	幹部候補生学校一般幹部候補生課程学生	○	○
情報学校長	情報学校	情報学校幹部・陸曹語学（英語課程を除く。）課程学生	○	
		情報学校幹部・陸曹英語課程	○	○
		情報科幹部特修課程学生		○
		情報科幹部上級課程学生		○
衛生学校長	衛生学校	衛生科幹部特修課程及び幹部上級課程学生		○
		衛生科幹部初級課程学生（薬剤官及び衛生官を除く。）		○
高等工科学学校長	高等工科学学校	高等工科学学校学生（第3学年）		○
各学校長（体育、幹部候補生、情報、衛生、高等工科学学校長を除く。）	各学校（体育、幹部候補生、情報、衛生、高等工科学学校を除く。）	各職種（情報科及び衛生科を除く。）幹部特修課程学生及び幹部上級課程学生		○
その他、陸上幕僚長の指定する者	指定する場所	指定する幹部自衛官、幹部候補生、准陸尉・陸曹及び事務官等	○	○

注：能調の実施に関して、教育訓練研究本部長は、情報学校長と調整して、実施場所を変更することができる。

語学能力調査格付審査基準

分野 格付	読む	聞く	書く	話す
A	一般及び軍事に関する高級の外国語表現を理解できる。		防衛に関する事項、一般的事項及び自己の思想を外国語で十分に表現できる。	
B	一般及び軍事に関する中級の外国語表現を理解できる。		防衛に関する事項、一般事項及び自己の意志を外国語で表現できる。	
C	一般及び軍事に関する初歩の外国語を理解できる。		防衛に関する事項、一般事項及び自己の意志を初歩の外国語で表現する。	
D	基本的な外国語の表現を理解できる。		自己の意志を基本的な外国語で表現できる。	
格付外	上記格付「D」の基準に達しない者			

TOEIC評価基準

合計点	評価
860以上	十分なコミュニケーションができる。
730～855	どんな状況でも適切なコミュニケーションができる素地を備えている。
470～725	日常生活のニーズを充足し、限定された範囲内では業務上のコミュニケーションができる。
220～465	通常会話で最低限のコミュニケーションができる。
215以下	コミュニケーションができるまでに至っていない。

注：リスニング及びリーディング試験によらない試験を受験した場合の評価は、協会が定める評価を準用する。